

報道関係者 各位

平成27年6月25日(木)

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部第二課

課長 牧 秀利

課長補佐 南谷元尚

(電話)052-219-5587

平成26年度労働者派遣事業等指導監督状況

～愛知労働局として初の「偽装請負」事業者を告発～

～是正指導率は39.5%と依然として高水準～

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、平成26年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況を取りまとめた。

概要

1 告発・行政処分・勧告の実施状況

製造業務請負事業者を「偽装請負」の疑いで1社を告発した。労働者派遣法違反での告発は、愛知労働局初である。

このほか、労働者派遣事業派遣元事業所の重篤な法違反について、行政処分である「労働者派遣事業停止命令」及び「労働者派遣事業改善命令」を3社、「労働者派遣事業改善命令」を1社に対して行った。

また、無許可・無届事業者から派遣労働者を受け入れていた派遣先1社に対して、「労働者派遣事業適正受入勧告」を行った。

2 指導監督状況

平成26年度は主に労働者派遣事業派遣元事業所の指導監督を行い、指導監督事業所数は884事業所(前年度比+14.7%)となり、是正指導事業所数は、245事業所(前年度比+3.8%増)、是正指導率は39.5%(前年度差△4.9p)となった。

なお、派遣先事業所の指導監督は主に苦情相談等のあった事業所を行った結果、是正指導率は70.5%という高率となった。

3 主な是正指導事項

労働者派遣事業派遣元事業所への是正指導事項では、派遣労働者への派遣料金額明示(平成24年10月改正事項)の指導割合(16.9%)が前年度に比べ上位となり、派遣先事業所の是正指導事項では、派遣先管理台帳の不備(指導割合60.7%)と前年度に比べ21.2p増加した。

※ 今後の対応

引き続き、法制度の周知啓発及び計画的な指導監督に努めるとともに、派遣労働者等からの苦情相談等があった場合には、厳格、迅速な指導監督を実施することとしている。

1 告発・行政処分・勧告の状況

(1) 告発(法違反に係る警察への告発) 1社

無届で特定労働者派遣事業(いわゆる「偽装請負」)を行ったもの。

(2) 行政処分

・ 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令 3社

物の製造業務について無届で特定労働者派遣事業を行ったもの。他の派遣元から労働者派遣を受けた労働者をさらに労働者派遣をする、いわゆる「二重派遣」(労働者供給事業)を行ったもの。

・ 労働者派遣事業改善命令 1社

いわゆる「二重派遣」を行う派遣元に労働者派遣を行い、職業安定法44条で禁止される労働者供給事業を助長したもの。

(3) 労働者派遣事業適正受入勧告 1社

無許可・無届事業者から派遣労働者を受け入れしていたもの。

2 指導監督実施状況

項目	26年度	25年度	前年度比(%)
①個別指導監督事業所数	884	771	14.7
派遣事業関係	698	548	27.4
うち派遣元	431	303	42.2
うち不更新・廃止	206	174	18.4
うち派遣先	61	71	△ 14.1
請負・委託関係	42	70	△ 40.0
うち受託者	21	42	△ 50.0
うち発注者	21	28	△ 25.0
職業紹介事業関係	144	153	△ 5.9
うち外国人技能実習生監理団体	35	36	△ 2.8
うち不更新・廃止	58	65	△ 10.8
②是正指導を行った事業所数	245	236	3.8
派遣事業関係	202	169	19.5
うち派遣元	159	136	16.9
うち派遣先	43	33	30.3
請負・委託関係	14	19	△ 26.3
うち受託者	10	9	11.1
うち発注者	4	10	△ 60.0
職業紹介事業関係	29	48	△ 39.6
うち外国人技能実習生監理団体	27	27	0.0
③是正指導率(%)	39.5	44.4	△ 4.9
派遣事業関係	41.1	45.2	△ 4.1
うち派遣元	36.9	44.9	△ 8.0
うち派遣先	70.5	46.5	24.0
請負・委託関係	33.3	27.1	6.2
うち受託者	47.6	21.4	26.2
うち発注者	19.0	35.7	△ 16.7
職業紹介事業関係	33.7	54.5	△ 20.8
うち外国人技能実習生監理団体	77.1	75.0	2.1

※ 是正指導率は個別指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち是正指導を行った割合である。

3 主な是正指導事項

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元(上位5事項)

(割合は、個別指導431事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	25年度	前年度差
就業条件等の明示	81	18.8	32.0	△ 13.2
派遣料金額の明示 ※1	73	16.9	14.5	2.4
派遣先への通知 ※2	70	16.2	31.4	△ 15.2
派遣契約の定め	53	12.3	28.7	△ 16.4
派遣元管理台帳	51	11.8	27.7	△ 15.9

※1 派遣料金額の明示は、平成24年10月法改正に係る事項である。

※2 派遣先への通知事項には、平成24年10月法改正で「派遣労働者が無期雇用か否かの記載」が追加された。

② 派遣先(上位5事項)

(割合は、個別指導61事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	25年度	前年度差
派遣先管理台帳	37	60.7	39.4	21.2
派遣契約の定め	22	36.1	25.4	10.7
抵触日の事前通知	16	26.2	14.1	12.1
派遣可能期間を超える派遣受入	13	21.3	14.1	7.2
無許可・無届事業者からの受入	7	11.5	8.5	3.0

(2) 職業紹介事業 (上位3事項)

(割合は、個別指導86事業所に対するもの)

事項	件数	割合(%)	25年度	前年度差
取扱職種範囲等の明示	30	34.9	44.3	△ 9.4
帳簿備付	13	15.1	31.8	△ 16.7
労働条件等の明示	13	15.1	23.9	△ 8.7

4 集団指導(制度周知の説明会等)実施状況

内容	実施回数	受講者数	25年度受講者数	前年度比
①労働者派遣事業・請負関係	45	4,306	3,538	21.7%
ア 需給調整事業部各種講習会	29	574	508	13.0%
・ 一般・特定労働者派遣事業許可届出事前説明会	(2)	(27)	0	—
・ 一般・特定労働者派遣事業許可届出講習会	(12)	(315)	(301)	4.7%
・ 一般労働者派遣事業許可更新講習会	(12)	(199)	(141)	41.1%
・ 派遣労働者等セミナー	(3)	(33)	(66)	-50.0%
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	2	2,910	2,775	4.9%
ウ その他(事業主団体会場への講師派遣等)	14	822	255	222.4%
②職業紹介事業関係	28	416	402	3.5%
ア 需給調整事業部各種講習会	24	227	231	-1.7%
イ その他(事業主団体会場への講師派遣等)	4	189	171	10.5%
計	73	4,722	3,940	19.8%

5 主な是正指導事項の詳細

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元

◎ 就業条件等の明示（派遣労働者への派遣業務内容、派遣先名等の書面による明示）

- ・ 就業条件の明示を行っていないもの（書面による明示をしていないものを含む）
- ・ 時間外（休日）労働の明示の不備 ・ 抵触日の記載のないもの

◎ 派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）

- ・ 派遣料金の明示を行っていないもの（書面による明示をしていないものを含む）

◎ 派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）

- ・ 派遣先への通知がないもの ・ 社会保険、雇用保険の加入の記載の不備
- ・ 労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別の記載のないもの

◎ 派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）

- ・ 派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む）
- ・ 就業時間、休憩時間の不備 ・ 時間外（休日）労働の定めの不備
- ・ 派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備

◎ 派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・ 派遣元管理台帳が作成されていないもの ・ 社会保険・雇用保険の加入の記載の不備
- ・ 派遣期間、派遣就業日の不備 ・ 時間外（休日）労働の記載の不備

② 派遣先

◎ 派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）

- ・ 派遣先管理台帳が作成されていないもの
- ・ 派遣就業の場所等の記載不備 ・ 従事した業務の種類記載不備 ・ 派遣就業の通知の不備

◎ 派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）

- ・ 派遣契約がないもの（書面作成のないものを含む） ・ 時間外（休日）労働の定めの不備
- ・ 派遣契約の解除の措置に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置の不備

◎ 抵触日の事前通知（派遣可能期間を超える日（抵触日）の派遣契約締結前の派遣元への通知）

- ・ 抵触日を定めていないもの ・ 政令業務としていたが、実際は自由化業務であったもの

(2) 職業紹介事業

◎ 取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・ 取扱職種の範囲等の明示がないもの（書面交付がないものを含む）
- ・ 苦情の処理に関する事項の記載のないもの
- ・ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱の記載のないもの

◎ 帳簿の備付（求人求職管理簿、手数料管理簿の作成・備付）

- ・ 求人求職管理簿の不備 ・ 取扱状況等記載不備

◎ 労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

- ・ 労働条件の明示がなされていないもの（書面交付がされていないものを含む）
- ・ 残業、休日出勤の記載の不備

6 指導監督例

(1)	<p>【派遣労働者からの相談】</p> <p>派遣元から、マージン率等の情報提供、就業条件の明示を受けていない。</p> <p>⇒派遣元へ訪問し調査したところ、マージン率等の情報提供、就業条件等の明示のほか、労働者派遣の料金明示も行っていないなど法違反を確認した。適法に事業運営を行うよう是正指導を行った。</p>
(2)	<p>【匿名者の情報提供】</p> <p>派遣元Aは、他の派遣元B及びCの派遣労働者を派遣先に派遣する、いわゆる「二重派遣」をしている。</p> <p>⇒派遣先への訪問調査をしたところ、「二重派遣」の実態はなかったが、無許可・無届の事業主からの派遣受入、派遣受入期間の抵触日の通知をせず派遣受入、抵触日経過後の継続派遣受入のほか派遣先管理台帳の作成不備等の法違反を確認した。また、派遣元Aへの調査では、特定労働者派遣事業の届出前の労働者派遣実施、派遣受入期間の抵触日通知なく労働者派遣、マージン率等の情報提供及び就業条件の明示が行われていないなどの法違反を確認した。このため、派遣先、派遣元双方に適法に事業運営を行うよう是正指導を行った。</p>
(3)	<p>【有料職業紹介事業の調査】</p> <p>有料職業紹介事業の訪問調査により、届出紹介手数料の額以上の手数料を求人者から徴収していたことが判明。</p> <p>⇒求人者から徴収する手数料を支払われた年間賃金の50%と届出していたが、実際の契約では手数料定額30万円、1か月未満退職の場合10万円としていた。手数料管理簿をチェックしたところ、1週間程度で退職した者へ支払われた賃金が5万円であったことから、届出手数料を超えて、手数料を徴収していたので、返金の指導を行った。</p>

7 平成27年度指導監督方針

窓口での相談・指導をはじめ、新規許可・届出並びに許可更新時の各種説明会の定期的な開催や関係事業主団体等が開催する会議・研修会等における講演等により、積極的な法制度の周知啓発を行い、派遣労働者の一層の雇用の安定と保護及び民間等の労働力需給調整事業の適正な事業運営の徹底を図る。

また、計画的な指導監督を実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談に対しては、相談内容等を踏まえ、迅速かつ的確に派遣先、派遣元に対して指導監督を実施する。

(参考 労働者派遣事業及び職業紹介事業所数、許可届出の推移)

	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	事業所数	製造	新規許可・届出	事業所数	製造	新規許可・届出	事業所数	製造	新規許可・届出
労働者派遣事業計	6,765	2,344	480	6,825	2,344	425	6,935	2,382	509
一般	1,439	645	47	1,398	637	60	1,420	656	119
特定	5,326	1,699	433	5,427	1,707	365	5,515	1,726	390
	事業所数		新規許可・届出	事業所数		新規許可・届出	事業所数		新規許可・届出
職業紹介事業計	1,414		102	1,449		113	1,507		149
有料	1,222		95	1,256		106	1,307		133
無料	192		7	193		7	200		16